

第十九回 参議院水産委員会會議録第二十五号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

五月十七日委員片岡文重君辞任につき、その補欠として山田節男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 森崎 隆君
理事 秋山俊一郎君
千田 正君

委員

青山 正一君
野田 俊作君
森 八三三君
木下 源吾君
菊田 七平君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
常任委員 会専門員

参考人

日本冷凍食品輸出組合専務理事 安達 義治君
日本冷蔵協同組合専務理事 岡 武夫君
日本水産同組 横山登志丸君
日本水産同組 松本 七郎君
日本水産同組 馬場 孟夫君
日本水産同組 越藤 俊夫君

日本さんま罐詰工業協同組合理事長 根本和三郎君
日本寒天販賣株式会社社長 家坂 孝平君

本日の會議に付した事件
○輸出水産業の振興に關する法律案
(衆議院提出)

○委員長(森崎隆君) それでは只今から委員會を開会いたします。

本日は、輸出水産業の振興に關する法律案につきまして、關係団体の代表のかたを招請いたしまして、参考人としてこの法案に對します御意見を聞くことになっております。只今から参考人各位からお話を承わりたいと思ひます。

それでは参考人の各位に一言御挨拶申し上げます。今回衆議院から送付された輸出水産業の振興に關する法律案につきまして、一応關係団体の代表がたからこの法案の内容に關する御希望なり、御意見なり、いろいろお聞きしたいというのを本委員會では決定いたしました。甚だ勝手でございますが、本委員會のほうで人選をさせて頂きます。安達義治君以下八名のかたに本日御足労を煩わしたわけがあります。誠に有難うございました。つきましては只今から参考人としてこの問題に關しまして忌憚ない御意見を一つ公述して頂きたいと思ひます。なお順序は別にどういふ……一応ここに書上げました順序でやりますが、よろしく御協力願ひたいと思ひます。なお

時間は最大限十分ぐらいのところでは御意見を承わります。各委員のほうから御意見に對しまして質疑がありますれば、又お答えを頂きたいと思ひます。よろしく御協力願ひます。

それでは只今から参考人の御意見を聞くことにいたします。

先ず第一に、日本冷凍食品輸出組合の専務理事安達義治君からお願ひ申し上げます。

○参考人(安達義治君) 日本冷凍食品輸出組合の安達でございます。我が冷凍輸出業界は他業界とも幾多相通する悩みを持つてゐるのでありますが、特に冷凍まぐろ輸出業界において痛切に感ぜられてゐる問題は次の通りであります。

一つ、業者の急増によつて來たる問題。元來業界には古きは二十数年以上の経験を持つる商社が業界に多大の貢獻をなして來たのでありますが、最近同業者の増加と共に、業者間には必要以上に激甚なる競争が行われ、遂にまぐろ業界の安定を危殆に瀕せしめる虞れもあります。例へば原魚高値買付競争の結果は営業上莫大の欠損を招くとか、又原魚獲得に余りに急であるとき、品質に十分の考慮を払ふ余裕がなく、その結果クレームの形で買手側の苦情のもととなり、長年築き上げた当該商品の信用を損うような虞れがないとも限らないのであります。

次に、関連産業との競争から起る問題。申すまでもなく、これはまぐろ罐詰と冷凍まぐろとの關係であつて、この關係は冬季、水揚げが比較的均等であるときはやや円滑に行きますが、夏季のサヨ釣り時期に入りますと僅か一月の間に年間の大割以上の水揚げを見るのが記録の示すところであり、最近においては冷蔵庫、罐詰工場、設備が拡大されたため、兩者とも相當の消化能力はありますが、時に無計画に龐大な販売契約が現われ、甚だしく罐詰との均衡を失う虞れがあります。従つて夏の盛漁期における罐詰と冷凍の調整が今まではしばしば問題の種となりました。

第三には、米國におけるまぐろ産業との關係から來る問題。冷凍まぐろの輸出には米國におけるまぐろの漁不漁が特に敏感に反映し、米國が大漁のときは日本のまぐろに對する關稅問題が発生し、不漁のときは日本國內の罐詰産業を刺激するといふことになり、このうち後者は了解がつけば國內処置を講じ得るのでありますが、事關關稅問題となりまづ冷凍まぐろも必ずや日本側ダンピングの口実となり、これに對しては日本側業界に相當の態勢を整備されたいな限り反駁することが困難となります。

以上当業界は内外共に幾多の悩みと問題を抱いておるのでありますが、御承知の通り日本のまぐろは現在冷凍まぐろだけでも年間千五百万ドル以上の輸出があり、まぐろ罐詰を合すれば三千万ドルを突破する輸出品中の花形であり、その産業のあり方については極めて慎重を要するものがあります。今ここに審議されておる輸出水産業の振興に關する法律案は、右に列記した我が業界の諸問題を解決に導くものであると信じますから我々はこの法案の趣旨に對して賛意を表するものであります。以上の通りであります。

○委員長(森崎隆君) 有難うございました。

それでは次には日本罐詰協會の専務理事岡武夫君にお願ひいたします。

○参考人(岡武夫君) 罐詰協會の岡であります。罐詰業の現況と、それから戦前との對比を考へて見ますと、戦前におきましては輸出水産物取締法もあり、各種の組合もございまして業者は自主的に調整をして參つて、輸出の振興、國內の態勢を整備しておりました。戦後におきまして非常に生産も激減し、戦後の荒廢から生産を復興し、輸出を振興して行く、こういう線で業界を擧げて努力して參つたのであります。戦後におきましてはかかる根本の法規がありませんのでそのことは國內の調整或いは輸出の振興について事業者団体法或いは独占禁止法いろいろな戦後の新しい法律のためにむしろ業者間の自主的調整というものは非常な苦難をなめて參つたのであります。その國內態勢の整備と、それから輸出の振興という對外的な折衝の両面におきまして本法案が提案せられて審議されるに至つたことを大変有難く存する次第であります。

本法案につきましては戦前の状況も

考へ、業界としては更に一層あつて欲しい、こうして欲しいという点もあるのですが、現在の社会情勢におきまして一日も早く本法案が成立しまして、只今冷凍業者のほうで言われましたように、業界の安定と輸出水産物のうちの罐詰の振興、特に罐詰におきましては昨年度およそ三千ワドルの輸出をしておるのでありますが、輸出の振興をしておるのでありますが、輸出の振興に合せまして業者は、従来業界の罐詰業者は工場は四百から五百あるのですが、この輸出をやつておる水産のかたは百五十前後だと思つております、百五十社から二百社の間だと思つております、非常に溢立をしまして原料の競争をします、或いは対外的には底値をつぎつぎと出して行つて海外市場を乱しているというふうな点が多いのであります、が、本法案の成立によりまして自主的調整というものが行われるならば国内の態勢が整備するのみならず輸出の対外的にもその目的を達して国民経済の発展に寄与するといふ点が多大であると思つて一日も早く本法案が成立することを希望するものであります。

それからもう一、二言お答え申上げたいと思つて、本日罐詰工業協同組合、罐詰工業協同組合、同じくさんまの罐詰工業協同組合の代表のかたがお見えになつておりますが、かた及びきけにつきますは戦前御承知のように歴大な輸出をしておりまして、今日その資源を失つたのであります、が、依然としてかたにおきましてはその生産物の八割以上を輸出しておる、さけにおきましては値段は高いのであります、海外から引合が絶えな

いという事情であります、戦後におきましてこういう根本法規がないために、北海道におきましての事例であります、非常に工場が溢立しまして、製品も統一がとれない、輸出及び国内の市場を攪乱するといふ状態が多いので、本法案の第二条に先般はそういうような品目が挙げられておつたのであります、次に政令で指定するといふ規定となつておりますので、その政令の規定の中に後ほど述べであります、か、さけの水産物罐詰をも是非この政令の中に入れておることに特段の御配慮をお願いしたいと思つております。

○委員長(森嶋隆君) 有難うござい

した。

次には日本かつお・まぐろ漁業協同組合連合会長横山登志丸君。

○参考人(横山登志丸君) 私は横山でございます。水産業の関連産業といつたしましてかつお、まぐろの業者から見ましたこの法案に対する意見を申上げたいと思つて、本法案は衆議院におきまして幾多の曲折を経て参つたように承知しておりますが、その間におきまして、今日のように参考人として私も意見を陳陳いたしました。大体において今できております法案については大体異存はないのであります、ただこの法案に現れておりますところの政令に譲つてある点、それから更にこの法案が運管せられる場合においてどういふふうな工合になつて行くかといふことにつきましては、多少の懸念なきにしもあらずといふ感じを持つてゐるのであります。その点を御参考に一、二申上げたいと思つて、その

前に、かつお、まぐろの漁獲物がどういふふうな用途になつておるかを申上げて見たいと思つて。

昨年二十八年度の状況を主として農林統計及び水産庁の統計によつて調べて見ますと、冷凍品、罐詰及びかつお節、この三つは輸出されておるのであります、この金額をいたしまして三千五百一万一千ドル、邦貨にいたしまして百一億七千八百万円、こういう数字が出ております。このほかにこの漁獲物から出ますところの輸出品は肝油、鱈鱈、こういったものがあるものであります、これは他の原料とも混つておりますので今すぐこのかつお、まぐろ漁業の漁獲物からこれだけのものが出るというふうな数字が判然いたしませんので、ここでは用意して参りませんでしたが、とにかく百二十億近くのもの輸出品の原料を提供しておると、こういうふうな実情であります。これに要しましたところの原料魚は二千九百九十一万貫、これは昨年の総漁獲高は五千九百二十三万六千貫でありましたが、丁度三七割ぐらいのものが輸出のほうに向いておる、その他は国内の需要に供しておるといふ実情であるのであります。この数字が示しますように、輸出といふものは相当大きな影響をかつお、まぐろ漁業者、その輸出の消長が影響しているといふ関係にありますが、この点をアメリカと比較いたしますと、アメリカはかつお、まぐろ漁業は主として罐詰の原料取り業といひます、かつお、まぐろ漁業といひますと即罐詰の漁業のまゝ一部のような関係にありますが、この点が日本とこのまぐろの輸出先でありますところのアメリカとの間には重要な

な相違がある点をあらかじめ御了承を願ひたいと思つてあります。

次にこの法案に対しての意見であります、初めに申上げましたように、大体において私どもは賛意を表しておるのであります。主として政令とこの運営方面につきまして御参考に供したい点は、第一登録の問題であるのであります。私どもは我が国の現状から言いますと、食糧問題と、それから貿易の問題が非常に大きなウエイトを持つた国家的の事業であるように思つて、この両面を本かつお、まぐろ漁業は持つておるのであります、漁業者がこれを漁獲いたしましてどちらに向けるかはそのときの需給の関係、主として魚価の関係であります、魚価のいいほうに向ける。そこで漁船、魚をとります場合には、大体出漁の際には見当がつきますから、主として輸出品に向けるものを余計とるか、そうでないかといふことは見当はついておりますけれども、実際は陸へ着いてからでないといふところは判然いたさないのであります。最近までは冷蔵をして持つて帰りました。即ち漁業者が販売しますのは大体加工品でなくして鮮魚であつたのであります。最近には船が大型になり、それから漁区、漁場が非常に拡大いたしましたために凍結装置をつけまして、そうして直ちにこれを輸出、人の手に渡さないで輸出し得るものを持つて帰るようになって参りました。そういった、見方によりまして、いわゆる輸出業者であるのであります、そこでこの法案にありまして、この輸出の施設ですね、輸出のいわゆる製造施設といふこの施設を漁船で設備するという結果に当然な

つて来るのであります。ところが漁船のあり方は、先ほども申しました通りであります、必ずしも輸出のみを考へてその施設を使うわけでもないものであります。それから漁船には大体において最も価格のいい値段のいいものを持つて帰るといふ使命を持つておるのであります、この政府におきまして、冷凍の施設をどうだあだと言つて、登録制とか、或いは許可を受けろとかいふような手を差延べられなくとも、いいものを持つて帰れば、或いは鮮度のいいものを凍結して持つて帰れば、直ちに価格に影響するのであります、で、得れば漁業者はすべての漁船にこゝろ施設をしたいのでありますけれども、スペースの関係と、それから資金の関係がありますために、十分にできない。そうして大型船になつてはじめてつける、これを政府がコントロールするといつたふうな考へ方で行くのが、事情に副わないのであります、むしろ融資や何かをして助長、奨励をする性質のものであると思つてあります。でありますから、この法で以て政府が一々これを登録するとか何とかいふようなことは実情に合

わんであります。漁船はこの三条に言つてあるところの、三条であります、したが登録のほうですね、登録の対象にはしないでもらいたいといふことを、衆議院でも私は主張いたしましたので、大体了解を得てゐるのであります、が、本案にはそれが現れておりません。大体政令のほうで定められるのではないかと思つて、この点参議院のほうのかたにも十分一つ御了解して頂きたい。

それから全般的に申しまして、私ど

もは冷凍であれ、罐詰であれ、輸出の振興は非常に熱願するものであるのではありませんが、どうかいたしますと、利益が相一致する場合と、相反する場合がないとも限らないのであります。その例を一つ申し上げます。冷凍品が非常にたくさん、或いは罐詰製品が非常にたくさん売れるというときには、或る程度これは並行するのでありますが、そうでない場合には、必ずこのしわ寄せが価格の面におさまるとは、漁業者の漁獲物のほうに來るといことがあり得るのであります。こうなりますと、利害が反するというところに相成るのであります。私もその点はこの法案を見ます上において、非常に慎重にまあ検討しつつあるわけでありまして、極く平たく言いますと、この輸出業者がいろいろ加工の、いわゆる加工業者及び輸出業者は、できるだけ漁業者のほうから言いますと、多数あることを希望するのであります。ところが先ほどのお言葉なんかにもありますように、又弊害もあるもので、そう多数にあるということも、必ずしも業者のかたは歓迎しておられない。そういう点で、この原料を供給するほうの側と、必ずしも一致しないということがあるのであります。同様に申しましたように、私も若しこの罐詰業者或いは冷凍業者が許されるならばできるだけたくさんさんの業者ができれば、そうしてまあ日本の国情から言いますと、中小企業者がこれに参加いたしまして、そうして輸出振興に当られたい、これが漁業者のほうの希望であるのであります。でありますから、これは業者が非常に多くなるといことも又相当規制しなければならぬということ

にもこれは両面の私は理由があると思ひますが、それが余り極端のほうに行かないような運営を望んでおるのであります。大体主な意見は以上であります。

○委員長(森崎隆君) 有難うございしました。

それでは次に日本水産油脂協会の専務理事松下七郎君の御意見発表をお願いいたします。

○参考人(松下七郎君) 私は日本水産油脂協会の松下でございます。私の業界で輸出をいたしております品種は、魚の肝臓から搾油いたしまする肝油でございます。戦前は皆さん御承知のたらの肝油という名前です。専ら海外に大部分は輸出されておつたのであります。その当時は油を売つておつたのであります。終戦後におきましては油の中にありますビタミンの単位を得る、つまり単位を基準とした取引が行われておるわけでございます。一般にはビタミンというような名称を用いておる場合が多いのでございます。我々の業界といたしまして、この本法案の設立を非常に望みましておりました。主なる点は次のようなことでございます。

我が国におきましてはビタミンの生産高は金額におきまして大体七百万乃至八百万ドルでございますが、そのうち国内におきまして消費は僅かに五％程度でございます。これも最近非常に殖えまして、五％程度でございます。あと九五％というものはアメリカが約七〇八〇％、その他ノルウェー、フランス等のヨーロッパ諸国並びに濠洲に輸出されておるわけでありまして、我が国のこれら世界におきましてはビタ

ミンの重要市場に流通されております。ビタミンの総数に對しまする生産量は大体六割と推定されておまして、世界のビタミン市場におきましても極めて重大なるウエイトを占めておるわけでございます。御承知のようにビタミンは主としてたら、すけそう、さめ等の肝臓から搾油されておりますが、その他かじまぐろ、油かれい等いろいろ魚類の内臓から搾油されておまして、その及ぼす範囲は全国の漁民に關係ありと言つて差支えないのであります。大部分が輸出品でございます。従いまして海外におきましては市場価格といふものが常に我が国の輸出総額といふものに重大な影響があるのでございます。今アメリカ市場におきましますと、すけそう肝油というよう

な我が国におきましては代表的なものの値段を調べて見ますと、過去一カ年はかりの間、常に価格は百万単位、ビタミンの売買の単位でございますが、百万単位当り九セント半というような値段を維持しております。これは少しも動いておらない。これを我が国のFOB価格に仮に逆算いたしまして、アメリカ並みの相当の利潤を考えましても、先ず七セント半くらいの値段が妥当ではないかというように我々考えておるのではありません。現在におきまして市場価格は常に六セント前後を上下しているというふうな状況でございます。非常に不当に安い値段で取引されておるというふうに考へて、おるわけでありまして、これはどういふわけでありましかと申しますと、大体全部がアメリカ市場である。国内におきましては生産者は非常にたくさんのもので、就つ

てこれを生産し、而も三十数社というよりなたくさん貿易業者を通じてこれ又非常な競争をいたしまして輸出をいたしております。まさにその安売の競争をいつたような観があるわけでございます。当然取得さるべき外貨をみすみと取逃しておるという、こういうのが現状でございます。これを調整をいたしまして、より多くの外貨を取得し、輸出の振興を図るためには、どうしても計画的な輸出、又はそれが輸出できますような機構が必要であると思つてございします。企業体自体の非常なる零細性に鑑みまして、これを自主的に多くのものが運営して行くことは到底困難でございます。何らかのことは法的な措置がございしますればそれを基礎に我々業界の主立つたものは足並みを揃へることができるといふことが、これは取りも直さずビタミンを搾つております生産者のためばかりでなく、この原料を供給するところの漁民にも極めて重大なる意義があるものと信じますので、本法案の設立と共に、我々はこの線に沿ひまして輸出組合並びに共済の体制を速かに確立したいというので、この法案の設立を待望しておるわけでございます。以上を以てしまして水産油脂協会の報告を終ります。

○委員長(森崎隆君) 有難うございしました。

それでは次に日本罐詰工業協同組合専務理事馬場孟夫君の御発言をお願いいたします。

○参考人(馬場孟夫君) 私は罐詰の馬場でございます。まぐろの罐詰は輸出品といたしましてはまぐろ油漬罐詰と

言われる種類のものであります。それでこのまぐろ油漬罐詰は大体におきまして日本国内では嗜好されております。殆んど全部が輸出品でございます。昭和四、五年頃からアメリカのまねをいたしまして、アメリカ市場に輸出をするように製造試験をいたしましたのが始まりで、その後は逐年輸出数量を増加いたしました。罐詰の対米輸出の一つの花形になつたのであります。その間絶えず関税引上げ、或いは輸入制限の措置の運動がアメリカの国内にありまして、アメリカの感情を害したり、アメリカの利益に反したりして輸出することは、まぐろの罐詰ではできないこととございします。それでアメリカの利益を阻害しないように日本の輸出の増進を図るということがまぐろ罐詰に課せられました。一番大きな問題でございます。それにはどういふことが必要かと申しますと、第一に、日本から出るまぐろの罐詰は安売をしないということが第一の条件であります。日本からまぐろの罐詰を安く売りますと、それがアメリカの市場に参りますと、アメリカの同種の製造工場は値段に對して非常に大きな悪い結果となりますので、仮に安売をするようなことがありますと、これは直ちに日本商品のアメリカの輸入制限、関税引上げという運動が行われるようになるのでございします。それから今度は又アメリカの業者の利益を阻害しないような販売方法、輸出方法をとらなければならぬということ、もう一つは日本は品質が極めてよいし、ために対米の輸出ができるのでございしますから、品質を現在のように世界一の水準に置くことを忘れてはならぬということが

まぐろ罐詰の対米輸出の一番大きな問題じゃないかと私は考えます。

それでアメリカの関税問題その他の経過を極めて簡単に申しますと、戦前五、六年頃に三万噸、十五萬噸というようなことになりました。昭和八年に七十萬噸の輸出を見ましたときに関税を三〇％から四五％に引上げられました。そこで日本は大変であるというので、代表者を出したり、海外の公館にお願いしたり、いろいろ対米折衝をしたのでございしますが、アメリカと折衝の成立を見ませんと、日本から一定の数量で自衛するということで代表者が歸つて参りまして、いろいろ国内態勢を整えまして、その当時輸出水産物取締法という法律を制定して頂きました。工場は許可制度にし、輸出の数量も統制し、価格も濫売のできないような価格にして頂き、品質も一定の限度以下のものを輸出できないようにして頂きました。戦後におきましては二十三年に七十八萬噸ばかり輸出をいたしました。二十四年に十七萬噸、二十五年には百四十四萬噸の輸出をいたしました。その百四十四萬噸の輸出をいしたときに、アメリカではメキシコとの互惠条約の破棄というのを理由にいたされまして、関税を四五％に引上げられて参りました。これで日本のまぐろの油漬罐詰はアメリカに全然と言つていいくらいに輸出ができなくなりまして。そこで日本の業者は折角のまぐろでございしますので、幸い税率の安い塩水漬——ブライン、油の代りに塩水を入れた代用品を作りましてアメリカに輸出を再び始めました。そうして二十六年には二十一萬噸出しました。

た。二十七年には百十萬噸になりました。二十八年には百四十七萬噸になりました。併しながらこの昭和二十六年に二十一萬噸ばかり出しましたときに、こういう自由な貿易を勝手にやつていけるようなことをしますと、アメリカはこのブラインに対して再び関税引上げをし、日本からはもうまぐろの罐詰が全然アメリカには出なくなるという心配の下に、その当時いろいろ法律に疑義があつたように考えられますけれども、ともかくも業者は率先して一人の反対者もなく共同販売を實施いたしまして、アメリカに出すものに限り、この窓口を一本にいたしました。価格の統制をいたしました。ヨーロッパその他の市場がございしますが、これはまあ自由な値段で自由に輸出しますが、アメリカだけは一本の窓口にしたしまして、その効果が現れました。

たかどうかわかりませんが、十七年にはそのブラインが存外アメリカで受けまして、一つの商品として成立つようになりました。その主な理由は油漬よりちよつとまずいと思ひますが、これは温かい料理に使えるということ、油がないために肥つた御婦人に大変に人気があるということで大変数量が増えまして、先ほど申しましたように、一昨年は百十萬噸、昨年は百四十七萬噸に増加いたしました。そうして絶えずアメリカでは輸入阻止運動、関税引上げ運動もございしますし、法案も一年に三つか四つづつは出ておるようございしますが、幸い日本からは安値も出ないし、非常にアメリカの人を刺激するようなやり方はしないで、できるだけ自省してやつておりますので、今のところ非常な大きな危険というものは感じられませんが、片時も油断をすることはできないような対米輸出関係でございします。

それで大体現在やつておりますことを私どもは法律的のバックの下にやりたい。いろいろ法律上疑義のあるようなことで輸出をしていくことは誠に困るので、法律のバックの下にやりたい。法律に基いて我々は行動したいという我々の念願でございまして、それは丁度御提案して頂きました輸出振興に関する法律案は私どもの考えの一〇〇％というわけには参りませんが、対米輸出をいたして、将来これを維持して行くことに對してバックとして頂く法律案としては誠に結構な法律案と存じますので、一日も速かに本案を御成立立して頂くようにお願いする次第でございします。

○委員長(森崎隆君) 有難うございしました。それでは次は、日本罐詰工業協同組合専務理事藤俊夫君にお願いいたします。

○参考人(藤俊夫君) 私組合の越藤であります。先ず最初に大体今までのいわし罐詰の状況を簡単に御説明申上げて漸次お話ししたいと思います。昭和十年頃より大体平均百萬噸くらいを輸出いたしておりました。昭和十三年には最高の百六十萬噸を輸出した実績になつております。その後大体百萬噸前後輸出いたしておりましたが、戦争が起きました関係で戦後の二十五年には約二十萬噸に減りました。二十六年に四十萬、二十七年に六十萬、二十八年に約六十萬噸というふうに数字が漸次増加いたして輸出されるようになったのであります。特に昨年二十八年度はアメリカのいわし罐詰の状況が非常に大不漁だったために全然生産がないというような状況でありました関係上、それに刺激せられまして非常に高値を呼びました関係もありまして生産に努力いたしました結果、百三十萬噸を上廻るような生産がありました。ところが不幸途中においてうるめいのクレーム問題がアメリカに起きまして、関係で非常な在貨を持つたというような事情が起きましたこと、東南アジア方面においては外貨の不足による輸入の抑圧等がありました、殊にインドネシアの関税が一〇〇％引上げられた、或いはビルマ方面ではさん罐詰が伸びて来た関係でやや競合があつたというような関係もありまして、四十數萬噸の在庫品を持越すこととなりました関係上、非常に値下りを來たしましたというような事情であります。この持越は特に主要生産者の大部分を占める長崎方面の業者を非常に苦境に陥らせたというような事情になつております。我々としては本年当初通産、農林両省等の御配意によつて砂糖の求償として二十數萬噸米因並びにフィリピン方面に輸出されることになりました。現在ではその滞貨が全部輸出されるようになつた状況です。それでも我々としてはここで必然的に生産過剰による海外の濫売ということが舞台に出て来た関係上、どうしてもこの事態を切抜けなければならぬというような立場に至りました関係上、昨年の七月全国六十數社の生産業者が自発的な熱意によつて現在あります日本罐詰工業協同組合を結成いたしました。そうして二十九年度における輸出の適正量を最高七十萬噸というように調整いたしました。そしてこの調整した七十萬噸を非常に有利な価格で販売して頂く関係もありまして、各組合員が出資いたしました日本罐詰販売株式会社というものを設立いたしました。そしてその組合員の事業の経営の安定と、生産された罐詰の輸出の振興を図るというところで、現在着々その成果を挙げている次第であります。で、大体いわし罐詰を生産しておる製造業者というのはいわゆる中小企業を中心とする弱小な経営の規模のものが大部分でありまして、もう一つの特徴として、いわし罐詰の専業者であるということが一度海外市況が悪化するとか非常な打撃を受けるというような不安定な状況にある状態でありまして、で又この製造業者が日本全国に散在しておりますので、品質的にも統一のない製品を造るということが非常に困難な事情にある関係もありまして、そういう意味合いにおきまして、販売会社を作りまして製品の統一をする、農林省その他の検査所の規格に合つたいいものを造るというようなこともありまして、又生産費の合理化というやうなことが現在の実情であります。アメリカの大不漁による品不足は、アメリカ製品の消費国であつた中南米、フィリピン方面というやうな方面の市場も我々の手で開拓できるんじやないかというやうなことで非常に期待しておつたのですが、事實はそういうクレームの問題、それに値下げの問題というやうなことで、生産費を割るやうな、出血しなけりやならんというやうな事情が起きた関係上、昨年度の生産が百三十萬もありま

したのですが、輸出は六十万くらいにとどまっていたという事柄であります。次に参考までですが、大体各国の状況をちよつと御説明いたしますと、アメリカの罐詰生産状況というのは大体カリフォルニアの太平洋沿岸において一千七百万両程度を造つておるうちに統計で出ております。そのうち最も関係のあるいわし罐詰は大体二百万から三百万というものを大体二十年間ずつと生産いたしております。そしてそのうち、それは全生産量に対して大体四〇％、多いときは八〇％くらいに当るようであります。然るに近年の一九四九年に四百二十万、一九五〇年アメリカでは最高の五百四十万という両を生産いたしておりますが、ところがその翌年の一九五一年には約三百万足らずの数字となりまして、一九五二年にはその三十分の一の約十万六千両というような大減産となつて昨年の統計では六万余りというようになつております。その事情は専門家によつていろいろ指摘されておるようですが、原因として漁獲が最も問題じゃないかというようないふことを識者は言つておりますし、プランクトンの変化とか、水温の異変とか研究には統一的な意見がまだ現在出ておりませんが、まあそれらの種々な総合的な原因だろうというようないふことを言われております。今後数年又は数十年カリフォルニアサーデンというものは見込がないんじゃないかというようないふことを現在言われております。我々としてはこの市場が最も重要な市場でありますので、これを是非とも確保して有利な製品を送りたいというのが実情であります。然るに先ほど申上げた通りるめのクレーム問題は

が起りまして、一時停滞いたしました。それで相当な我々自身としては生産費を割るような状況に陥つたのであります。

次にもう一つ申上げたいことは、そのアメリカ市場に対して現在南アフリカの製品が相当入り込んでゐるというやうなこと、現在、昨年度約三千万両がカリフォルニアの業者によつて輸入されておるという事実があるのであつて、南アにおいては大抵四十万トンの水揚げがある、いわしの……、これは生産費がやがやより安いのであります。それがなぜかと言いますと、一つは英國の製品である關係上、關稅關係に非常に有利に進んでゐるというやうな關係もありまして、一大脅威になつてゐるというやうなことがあります。

次に東南アジア方面の關係に移りますが、これは昔から我々の市場として非常に大事な市場であつたのであります。然るに先ほどちよつと申上げたやうに關稅障壁とか平和條約の締結の遅れてゐるというやうな條件が重つております。それと又外貨の不足というやうな事情がありまして戦前のように活潑な動きをしていないというのが實情であります。併し約二十万ケース以上のものはやはり輸出されてゐるというのが實情であります。その他の方面としてはベルギー方面、それにアフリカ方面に相當古い顧客となつて我々が進出してゐる。この事情は余り變つておりませんが、やはり同様に数字的にはやや減りつゝあるという事情にあるやうに考へております。これが大体海外の事情であります。

現在の罐詰業としての隘路として第一に考へられることは、今年は非常に不漁である關係上原料が非常に高い。昨年に比して大体二割程度高いんじゃないかというところが生産費を非常に高くしてゐるという事情であります。第二は空罐のブリキ罐は非常に高い。大体製品価格の四割くらいに當るのでありまして、現在空罐価格を検討いたして見ますと、大体私たちが受取つておる罐詰の空罐価格は十一万円になつておるのでありまして、米國及び英國あたりのブリキ相場は大体八万円くらいであります。それで大体三万円くらいの差違があるのが日本における罐詰輸出の非常な欠点となつておるといふやうに我々考へておりました。これは現在八幡製鉄で一手にやつておりますので、我々としてはどうしても九万円程度の価格にしようといふやうなことを希望してゐるのでありまして、大体アメリカのブリキ原料によつて製罐いたしまして大体九万円くらいで業者に配給できるのじゃないかというやうに考へておるのでありまして、この二つが非常な原因になつて生産費を割る出血輸出をせざるを得ないというやうな事情にあるやうに考へております。

次に現在参議院において審議中の輸出水産業の振興に關する法律案に關して申上げたいと思ふことは、第一條に「輸出水産業の振興を期するために、輸出水産業物の加工度の向上及び品質の改善並びに輸出水産業業者の自主的調整による経営の安定を図り、」とありますが、我々としてはすでにこの趣旨に副つておる法律第十八條の組合員の製造する輸出水産業物の製造数量、出荷数量、品目、販売方法、販売時期、販売

價格等の調整を現在すでに各組合員の自主的発意によつて調整しております。この法律が當然その点を強調してゐるというところにおいて我々は雙手を挙げて賛成してゐる次第であります。現在我々としては、先ほど御意見があらまされたのですが、第一條のこれを實施するために貿易管理會等の法律的裏付けを受けたいと考へていたのでありますが、又私の独占禁止法の掣肘もかなり受けるというやうな事情にあるのであります。それで法的根拠の下で現在の惡條件を克服して貿易の振興を図る、さうして國民經濟の發展に寄与したいといふのが我々全部の意向であります。それで今度参議院においてこの法律案が審議せられるということに對しては、この際我々の今まで申上げた苦しい内容も御覽願ひしまして、この法律案を一日も早く御通過願ひようにより御配慮願ひたいと思ふことと、法律第二條に「政令で指定する」と言つておりますが、でき得るならば皆様と同様にいわし罐詰を法律にはつきり明記して頂くというやうに特別の御配慮を願ひたいと結核じやないかと、かように考へております。以上。

○委員長(森崎隆吉) 有難うございまして。

それでは次は、日本さんま罐詰工業協同組合理事長根本和三郎君の御発言を願ひます。

○参考人(根本和三郎君) 私さんま組合の根本でございます。組合の情勢を申上げながら法案に対する意見を申し上げたいと思ひます。さんま罐詰が輸出商品としては歴史が浅いので、さんま罐詰がどれだけ輸出されておるか、更

にどういふ、まあ非常な勢いで輸出が躍進しておりますが、將來とも有望な商品であるかどうかというところは、これは関係業者だけが知つていて、以外のかたは余り御存じないのじやないか、こゝろ私思ひのであります。さんま罐詰の輸出の発端と申しますのは、長い間のいわしの不漁から太平洋沿岸の罐詰業者が試験的に昭和二十四年にトマト漬とボイルを二千両送りまして西アフリカと、それからエジプトに送つたのがこれが初めてであります。この試験的に輸出したことが予想外に好評を博しまして、それは價格の安いことと、品質の良好であるといふことが意外に好評を博しまして、翌二十五年には三万九千六百両、二十六年には四万四千七百両の輸出を見たのであります。二十七年には更に市場が東南アジアからヨーロッパの一部までに拡大されました。一躍三十七万余両の輸出実績を示しまして新興輸出産業として大きく業界の注目を引くやうになつたのであります。二十八年度は、この前年度のさんま罐詰輸出の好調に刺激せられました。さば、いわし漁の不調等からさんま罐詰に大きな期待がかけられまして、東北地区及び銚子地区を中心といたしまして全国各地におきまして増産計画が進められた、又新規業者も急増して参つたのであります。併しな

がら、この見通しのない生産は必然的に生産過剰を來たしまして、無益の販売競争の結果は海外への販売となつて正常な輸出の伸展を阻害すると共に、生産者みずからも苦境に陥ることは明らかであります。ここにござまして、昭和二十八年の六月に監督官庁の御指導の下に、中小企業等協同組合法に基

く日本さんま罐詰工業協同組合が設立
 結成されて、さんま罐詰生産希望
 者は殆んどこの組合に加入いたしまし
 て、ここに秩序ある生産態勢が確立さ
 れたのであります。併し何にいたしま
 しても、さんま罐詰は先ほど申し上げ
 したように、突如懸星のごとくに現わ
 れた新興輸出商品で、歴史が浅いので
 ありまして、組合員の生産希望数量は
 歴大な数に上つたのであります。組合
 合としていたしましては、初年度はこれ
 を五十万両に制限いたしまして、品質を
 統一して販売基準価格を定めて生産並
 びに販売の調整を行なつたのでありま
 す。併しながら結局は目標を五万余両
 も突破いたしまして五十五万両の生産
 輸出を見るに至つたのであります。そ
 れで二十八年度生産品は三月までに殆
 んどこれが販売を完了してしまつたの
 であります。その後海外からは相次いで
 注文があつたのであります。遺憾なが
 ら新物のできまです九月下旬から
 乃至十月になります。これまでは注
 文を受けることができないというよう
 な、輸出不振の折柄非常に慮まれた状
 態であります。又考えようによつて
 は非常に遺憾に思われる点があるので
 あります。さんま罐詰の生産上の難点
 は、回游魚であります。故に九月か
 ら十二月までの四カ月の短期間に集約
 大量生産をしなければならぬのであり
 まして、ここに金融、資材、労力とい
 る無理を伴うのであります。私ども
 はこの隘路を組合の力によつて逐次
 解決いたすべく鋭意努力いたしておる
 のであります。中小企業等協同組合法
 では隔靴掻痒の感を免れませんので、脾肉
 の敷をかこつておるのであります。よつ

て私どもは今回のこの輸出水産業の振
 興法に多大の期待を持つて、速かなる
 法案の成立を期待しておるのでありま
 す。昭和二十九年年度におきましては、
 我が国の罐詰輸出伸展を阻害する大き
 な原因をなしておりました問題、只今
 いわし組合から意見がありました。が、
 プリキ価格であります。割高なブリキ
 価格が逐次国際価格に稍寄せして参つ
 たことでもあります。並びに年間三百数
 十萬両の生産をしておつた米國カリフ
 オルニア州のいわし罐詰が年間五、六
 萬兩の殆んど皆無に等しい壊滅状態に
 陥つた。従つていわしと同種類のさん
 ま罐詰に對して東亞東洋から
 ヨーロッパに亘る各世界市場から需要
 が殺到しておる、需要が旺盛である、
 これら諸般の情勢が非常に好調である
 ことからして組合としては輸出目標を
 一億八千萬兩と計画発表いたしましたの
 であります。これは外部に對する考慮
 からで、實際は百萬兩以上の生産輸出
 を企圖いたしておるのであります。さ
 んま罐詰一兩当りの平均価格、生産者
 の手取は二千五百円といたしまして百
 萬兩の輸出で二十五億の外貨を獲得す
 るわけでありまして、輸出までの各チ
 ヤージを含めた販売価格を見ますと、
 更に相当額の増加をいたすわけであり
 ます。農林統計によりますれば、近年
 のさんまの漁獲量は毎年六千万貫を突
 破する好調であります。百萬兩の生産
 に要する原料魚は一兩当り平均として
 七貫五百匁でありますので、百萬兩造
 るには七百五十萬貫即ち漁獲總量の一
 割二分五厘であります。資源的に見
 ましてさんま罐詰はまだ、数倍にも
 増加し得る余地を有するものと思われ
 るのであります。

なお特に申上げておきたいと思ふこ
 とは、さんま罐詰は世界で一番安い魚
 の罐詰で、そして品質良好で各国の
 市場で好評を博しておるということ
 であります。併しながらさんま罐詰工業が
 更に躍進を遂げまして、我が国の窮乏
 る国際貸借に貢献するには価格を維持
 して販売を調整する機関が必要であ
 ります。ここにございまして組合設立当初
 の懸案でありました、販売機關を設立
 することになりまして、六月上旬日本さ
 んま罐詰販売株式会社が、設立
 されまして、組合員の事業経営の安定
 と、さんま罐詰の輸出振興を一段と推
 進することになつたのであります。か
 らる際本法が成立して輸出水産業
 のさんま罐詰として御指定を受けるこ
 とは我々の考えておることと途を一に
 することでありまして、我々は一日も早
 く本法の成立を待望するものであり
 ます。

最後に特にちよつと申上げておきた
 いのであります。この法案の中に指
 定品目は政令で定めるということに
 なつておりますが、私たちが、さつき
 はりこれは法文にはつきり明示して頂
 きたい。この法案のこゝまで進んで参
 りましたことは、さつき、かつおの冷凍
 罐詰の確執からこゝまで持つて来たよ
 うに世間では思つておるのでありま
 す。非常にまづろふための法案ではな
 いかというふうな誤解を生ずる虞れも
 ありますので、日本の輸出水産業振興
 のための必要な品目はやはり法文に明
 記して頂くことがよろしいのではない
 か、私はこう考へるのであります。若
 しそれが不可能であるならばこの水産
 委員会ではつきりと何と何は指定品目
 にするのだというふうなおきめを頂き
 たい、こう希望いたす次第であります。

○委員長(森崎隆君) 有難うございま
 した。
 それでは最後に日本寒天販売株式会
 社社長家坂孝平君に御発言を願ひま
 す。
 ○参考人(家坂孝平君) 日本寒天の家
 坂でございます。この法案が輸出水産
 物の製造施設につき登録制を行い、そ
 の品質の向上を図ると共に、輸出水産
 業者の組合による自主的調整により、
 その経営の安定を図る必要があるとい
 う理由を以て立案せられております。
 ことは、我々寒天業界にとりましては
 誠に機宜に適した御措置と考えまして、
 満幅の敬意を表するものであります。
 さうに考えられます第一の理由
 といひましては、御承知のように寒
 天製造業というものは、零細漁民の手
 によつて採取せられます海藻が大体
 コストの半ばを占めるものでありまし
 て、又これを製造する業者は、これ又
 山間僻地の中小農民であるという關係
 上、業態は頗る特異的なものでありま
 して、原始的であり、あらゆる点にお
 いて恵まれざる存在であるために、加
 工度の向上とか、品質の改善等に至り
 ましては、全く遅々として進歩すると
 ころがなく、又その経営につきまして
 も協同する力を欠き、頗る不安定の状
 態に放置されておるといふ現状である
 からであります。
 第二の理由といひましては、日本
 経済再建の方途は輸出の増進にかか
 るところが多いと思ひますので、折角
 日本の乏しい資源を利用いたしまして
 輸出せられるこの寒天が、この法案の
 骨子となつております自主的調整に
 よる計画輸出によつて業者の経営安定
 を期することができ得ると私は考へる
 からであります。
 次に法案の主要なる諸点につきまし
 て若干愚見を申述べさせて頂きたいと
 思ひます。寒天業界は、終戦直後の統
 制時代を脱却して以来、自由放任の經
 営を続けて参りましたので、その製造
 施設につきましては、工場の数とか規
 模とか、製造高、或いは製造業者の数
 というようなものに關しまして、頗
 るその明確なるものを欠くのでありま
 す。これでは今後計画的に、事業
 業の発展を企圖いたしすることはな
 かなかむずかしいのでありまして、よ
 ろしくこの登録制、これによりまして
 明確化を図ることが当然の帰結だろ
 うと思ふのであります。
 寒天製造業者は大体中小農業者が多
 いので、その個々の勢力は極めて弱小
 であるために、政治経済の面におきま
 しても常に消極的であり、事業発展を
 阻害している点が多々あるのでありま
 す。而も寒天生産高の五割を占める
 輸出寒天につきましては、その重要性
 に鑑み、何らかの製造業者の協力が考
 えられていました矢先、この法令によ
 り輸出水産業組合の結成を見るなら
 ば、誠に結構なことと考えられるので
 あります。業者はすべからずこの組合
 に飛び込んで、組合の内部より世界を
 達観してこの輸出に邁進しなければい
 かんと思へるのであります。この組合
 の事業内容が完全に実施せられるなら
 ば、業者の経営は必ず安泰となるであ
 ります。又輸出取引に對して調整
 が実施せられることは、業者にとりま

して非常な安心感を与えるものと考えられます。なお、その上に農林大臣命を以ちまして、調整規程と実質的に同一内容を有する制限をすべての製糖業者に強い権限を認めている点は誠に心強い気持なのであります。

政府が必要ありと認めたときは、組合に対し「調整資金を確保するよう必要な措置を講ずる」とあるのは誠に心強い限りであります。組合としましては、又組合員としましては、十分に事業経営に對しては万全の措置をとつて遺憾なきを期することは当然であります。この多量の事業のためには、かかる融資の後援を持つことは何にも優る強みを感じる次第であります。又この重要法案を運籌するに當りまして、農林大臣が諮問機関として、又建議機関として振興審議会を設置されることは誠に妥當と考えられるのであります。

以上私は全面的に寒天業界の立場からいたしまして、この法案に賛意を表する次第であります。ただ一言申添えたいことは、私も寒天の指定品目に関連することでありまして、これは先ほどもさんま、いわし業者のかたからお話がありましたように、できざるならば法令の中に、又それができない事情もありませんならば政府におきまして、是非指定品目に指定して頂きたいというのを申添えまして、速かに本案の御審議を完了して頂いて、是非早急に成立を見るようにお願いいたします私の愚見といたします。

○委員長(森崎隆君) 以上で安達義治君ほか七名のかたの一致の御意見の開陳は終了しました。これから参考人

のかたの御意見を始める。質疑のあるかたは順次御意見を願います。

○青山正一君 二点だけお聞きしたいと思いますが、先ず最初に横山さんにお伺いしたいんですが、漁船の登録を除外していただけないかという御意見を伺いたすわけですが、それをもう少し詳しく具体的に一つ御説明をお願いしたいと思います。ちよつとわかりにくかつたから質問いたします。

○参考人(横山登志丸君) まづの加工品の輸出の状況につきまして、私が見ましたところによりまして、弊害が二、三ありまして、その弊害のうちで悪い競争をして値を下げる、或いは混乱せしめるという点は、すでに専門の団体のかたから述べられましたから、それは私は申しませんが、不合格品の性質をよく検討いたして見ますと、設備が悪くて不合格品になったというよりも、鮮度の悪いものを原料にして出したというものが相当大きなウエイトを占めておるのであります。それで実は私は初めに申上げたいと思うのであります。大体通産省、農林省の例であります。輸出の弊害といたしましては、ただ調整する点は十分であります。併し官庁検査は一つの検査でなくして、これは団体の自治的の検査になつております。とにかくそういうふうに二重の検査が行われておるのであります。それから輸出の品目と数量は、政府がこれは通産省でありますけれども、承認することになつておるのでござい

ます。私はこの三つが若し強力に行くならばです、強い設備のことに政府は干渉しなくともいいのじやないかというふうに私は考えておるのであります。併しやり方によりましては、これは登録制になつておりますが、いわゆる許可制のようなひどく規制するような恰好にならなければ、まあ登録制もそれほど不賛成でない程度なんでありまして、今度翻つて漁船のほうで見ますと、すでに漁船からとつて来て陸揚げして、そこから処理したものが輸出加工のほうに廻るのであります。もう鮮度のよいということではこれはもう漁船の当然やるべき仕事なんでありまして、これによいところの凍結装置をつけるということ、これは最も望ましいことであつて、先ほど言いましたように漁船としてはできるだけよいものをつけるということが、即金を儲けることであるから、これは別に政府からいづく干渉がましくてもらわなくても、私はいいのじやないか、たださうばかり行かん点もありませんが、然らばどうしても登録制にしなければならん点と、それから登録をしたらの利害得失を申しますと、漁船は御承知の通り非常に検査がたかさんあるのであります。船体検査、機関検査、それから装備等いわゆる定期の検査、いろいろ検査がたかさんあります。ややもすると出漁に間に合わないというふうなことで、この検査に對しては漁船は非常に悲鳴を挙げておるのが実情なんです。これは登録でありまして、冷凍のほうは造船の際にかなり詳しいところの検査をしまして、今までの例から見ますと、一番めんどい検査をしております。併しながら検査を

したからもう永久にいいかという、そういうものでありません。必ず登録制を布いておれば、いつかは検査もして規格に適合するかどうかということをやらなければならんと思ひますが、制度がこうなつておればこれは是非やらなければいかんのであります。そういうことを私は政府でやつてもらわなくても当然やるのであつて、やらなければならんという弊害が輸出の面から言つても大したことではない。飯にです、国内に持つて帰つた漁獲物は当然国内では二重にも三重にも検査される。それからこれを直接に基地あたりで輸出します場合には、これは当然受取るほうの厳重に検査をするのでありますから、こまめでなくていいじやないか、そして以上に迷惑を与えなくてもいいじやないかと、こ

ういう意味であるのであります。

○青山正一君 よくわかりました。もう一点、これは馬場さんにお聞きしたいと思ひますが、先ほどの馬場さんの御説明によりまして、この法案が一日も早く成立を望みたいというふうな御意見でありましたのですが、過日日本水産新聞にあなたの談話が載つておつたわけでありまして、それによりまして、あなたはこの法案に對して期待するところが非常に大きかつたが、とうとう骨抜きになつた、問題は許可制度にあつたが、登録制などではこれは空文に等しい。只今の横山さんの御意見と反對の御意見なわけなんです、それともう一つは、この共販の否認は、現状より後退しているか否認しておる。要するにこの法案は監視規定で、むしろないほうが有利だ。こういうふうなことをおつしやつておるわけ

であります。このお話を意味を一つ御説明願ひたいということと、それからこの記事と今日御意見の結論とは全く相反しておりますが、これはどれが本當ですか。一つその点について御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(馬場孟夫君) 新聞に書いてござりました記事は私の考えておりましたと同じこともございまして、違つていゝところもございまして、公の席上といたしましては私は全面的にこれを取消したいと思ひます。青山先生から折角の御質問がござりましたので、私は自分の考えておりましたことを簡単に答へたいと思ひます。まづの諸君といたしましては、できざるならば工場は是非許可制度にして頂きたいということを私も念願しております。これは登録制度でございましては、何と申しますか、やりたいという人が続出してこれの取締に困難を來たしはしないかという疑義を持つておりますので、事業の健全な発達にふさわしいように工場を許可制度にしたいというところを考へております。

第二は本法案でできます組合の事業の中に共同販売に関する事項を是非挿入して頂きたいという希望を持つております。

第三に審議会の委員のメンバーでございますが、仮に十五人の場合には、本日も参考人においでになつておるかたがかる多数でございますが、少くとも十五人の場合は七人ぐらゐは入れて頂きたい。過半数ということは議事の運営上まづいいたしたならば、過半数にならない範囲内で成るべく多数を委員にしたいと思ひます。

第四に審議会の委員のメンバーでございますが、仮に十五人の場合には、本日も参考人においでになつておるかたがかる多数でございますが、少くとも十五人の場合は七人ぐらゐは入れて頂きたい。過半数ということは議事の運営上まづいいたしたならば、過半数にならない範囲内で成るべく多数を委員にしたいと思ひます。

第五に審議会の委員のメンバーでございますが、仮に十五人の場合には、本日も参考人においでになつておるかたがかる多数でございますが、少くとも十五人の場合は七人ぐらゐは入れて頂きたい。過半数ということは議事の運営上まづいいたしたならば、過半数にならない範囲内で成るべく多数を委員にしたいと思ひます。

いうまあ希望を持っておりますから……。

○青山正一君 そうすると馬場さんの御意見はですね、まああの新聞の発表は只今申述べられたことを主体としてそういうものを是非取入れて頂きたい。これを取入れられれば一〇〇%いいと、こういうような意味なのでございますね。

○参考人(馬場孟夫君) さようでございます。

○千田正君 私は先般水産代表としてアメリカへ行つて、丁度日本の冷凍魚類の反対のストライキの最中に遭遇して、非常に議論を闘わして来た一人として、この問題に私は慎重を期すべく考へておるのですが、特に日本冷凍の安達さんに伺いたいのですが、この法律によつて対米輸出に關するところのいわゆる輸出業者、冷凍輸出業者との間の今までの極端というものはこれによつて或る程度緩和され、或いは制約されるというふうに考へるのではありませんか、その点を。

○参考人(安達義治君) アメリカで日本のまぐろが問題になるのは、これはアメリカに漁が非常に多いときには日本から魚が行かない、或いは輸出もそう買いたくないという気持になる。それから向うで非常に欲しいときはこれは不漁であつて、どうしても向うの輸出工場を動かしたい。そのときにはアメリカの輸出もよく売れる。従つて輸出もどろんどろん売れる。その間にまあ大漁の場合は対米関税問題、不漁の場合は日本の国内問題という結果になるのであります。仮にアメリカの工場が非常に日本の冷凍を要望しまして、そうして全部をアメリカへ持つて行つ

てしまふというようなことは、これはやはり日本の国内産業から見ても甚だ不健全である。従つてアメリカがそんな不漁のときは、やはり相当日本の国内は調整の必要があるのではないかと。ところがアメリカが非常な大漁で日本の魚を希望しないというときは、これは又團結して関税問題に當らなければならぬ。これは漁のことでよく極端から極端に行くことが多いのであります。

従つてそういう場合に日本側として、やはりお互いに国内で喧嘩をしておるようなことでは、アメリカの市場において日本の産物を振興させることはできない。日本のまぐろの売込みを有利ならしめることができないという立場からしまして、やはりこういう法的な裏付けがあつた場合に、万が一の場合に非常に日本のために有利ではないか。それは勿論その場合に、商売のことですから冷凍のほうは非常によく出、輸出のほうは少し遅れるというふうな場合があつても、これは特殊の事情があれば一応お互いに了解されることではありますから、必ずしもそうやかましく国内で以て紛争をする必要はないと思ひます。従つて或る程度こういう法律があつて、基準があればお互いに紛争解決も案ではないか。結局まあ我々日本側としてはどうしても、いづれにしてもアメリカを相手にする問題が起るわけですから、そのときはできるだけ協同的な態度でこれを進みたい。それについてはこういう法案があるときには非常に解決が早いのではないかと。そういうことでそれは紛争が解決するわけでもないこと、は、そのとき又話し合ひをしなくちゃなりませんけれども、要するに問題が起

る場合はアメリカが大漁であるとか、或いはアメリカが非常に不漁であるというときにだけ起る問題だと思ひます。

○千田正君 そこでアメリカ側の意見としては二つの面があるのです。例えばこの法律によつて一つの冷凍輸出組合という強固なものができた、或いは輸出協同組合という強固なものができた、こういう場合には従来のフリー・マーケットにやない、一種の制限がなされる、そういうことによつて従来アメリカ側はまあ勝手に買いたい、場合によれば勝手に叩きたい、こういうことができなくなるという反対の面と、いやむしろ日米間の将来の貿易のために、そういう日本側において自主的に組合を組織されて、正常なルートに乗せたほうがむしろ将来のためにいいだろう、こういう考へと二つあるのですが、ただ私が懸念するのは、こういう法律ができて、要するに今おつしやつたようにアメリカの漁、不漁と言ひましても、漁、不漁ばかりでなく、アメリカの漁業労働者、或いは輸出企業者とこれは一体のものでありますから、あの人たちの生活のリーピングコストの如何によつても直ちに日本の輸出に對しても響いて来る。而も労働組合の背後には単に漁業労働者のみならず、全国のあらゆる労働組合がそれに声援する。一昨年のストライキの際はそのような状況であつたわけなんです。で、これは考へようによつては大きくもなるし、又将来の日本のこうした輸出に對しては大きな問題だらうと思ふのですが、大体こういう法律によつてアメリカ国内に日本が仮に持ち込んだ場合に、ダンピングを或る程度

これによつて抑えられるかどうか。仮に国内においてまあこういうことを皆さんおやりになるのは結構です、大いに大方のかたが御賛成のようでありますが、東南アジアにおいて仮に日本の漁船が向うで漁獲したものを冷凍して、日本には持つて来ず直接アメリカに輸出する、或いは第三者の、例えばインド或いは香港或いは台湾、そういうところに行つてアメリカ側のバイヤーの手に渡つた。そしてあなたが出た一生懸命ここで協同組合の力で輸出して行く前に、すでにそれよりも低い価格によつてアメリカ側に輸入されておるといふようなことが起りはしないか、こういう点も考へるのです。が、そういう点についてはどうお考へですか。

○参考人(安達義治君) アメリカの価格は千田先生も御承知だと思いますが、輸出と漁師の組合とがありまして、それで一年の年間の値段を契約する、従つてこれは三百五十ドル、或いはかつおは二百九十ドル、年間の値段がきまつております。若しアメリカがほかの方法で安い魚をほかの国から持つて来たといふことになつても、アメリカで水揚げの値段はこれはその契約値段より低くするといふことは労働問題がありまして不可能だと思ひます。そこでその間に安く買つた人はアメリカまで持つて行つたら儲かるといふことはあるかも知れませんが、そのために日本の自衛しておる或いはチェックポイントとか、自分たちの作つてあるアメリカを刺激しない値段で、そういうことをするためにアメリカの市場を失ふといふことは先考えられないと思ひます。

○千田正君 わかりました。まあ非常にそういう良心的な動きをして頂ければ、それはこの法律が出ることは非常に結構なことであつて、我々も非常に賛成するのであります。ただ従来の状況を見ると、輸出業者とか、冷凍という魚類のほうじやありませんか。例えれば絹製品であるとか、雑貨だとか、そういう問題についていつでも日本商品が向うで問題を起すのは、売れなくなるのと結局ダンピングをやる。日本の商品は或る程度まで叩けば叩かれるのだ、例えれば真珠のような問題にしてもニューヨークだとか、シカゴにおいてユダヤ人が暗躍すれば如何に日本側において一つの強固なあれを持つていても、直ちに値を崩されて、そうして彼らの思うようにコントロールされて行く。こういうのが現在の状況なので、そういうものができて、幸いに皆様がたが良心的にこの法律に従つてやつて行くといふことならば、これに越したことはないと思ひます。で、日本輸出のほうの岡さんにお伺ひしたいのです。四五%の関税がかけられて、我々も関税廃止に對しては微力ながら当委員会もあらゆる立場においてアメリカ側に反省を促し、或いは懇願もし、あらゆる手を尽して来たつもりであります。が、なか／＼容易ではない。ただ今後において結局冷凍のほうはどろんどろん売れるという場合において、冷凍のほうとのいわゆる問題の解決が、今安達さんがおつしやつたように国内において十分これは話し合はばわかることであるし、相当その点において手を結んで行かなければ勿論この法律の効果が挙つて行かないが、これは相当自信があるのではないですか。

○参考人(岡武夫君) この問題は先ほ

ど鮭組合の専務の馬場さんからもお話
がありましたように、戦前においても
相当問題がありまして、結局海外では
話がつかないで、国内で農林省の当時
の戸田水産局長の調整によつて冷凍三
割、罐詰七割というような線が引かれ
まして、戦前には一つの途ができてお
つた。戦後におきまして、一昨年百
四、五十万の輸出ができて、向うで
又関税の引上げ或いは輸入制限とい
うような問題が起りましたときに、本問
題の解決は向うに對して冷凍と罐詰と
が一体になつて行かなくちゃいけな
い、こゝに意味におきまして、まぐ
ろの協議会といふものの会長に高橋
達之助さんをお願いしまして民間の自
主的な機関として冷凍及び罐詰が
らば同数の委員を出して罐詰及びま
ぐろの協議会が行われた。只今安達
さんからお話がありましたように、一昨
年、昨年につぎまして向うの不漁、国
内の大漁という問題に併せて罐詰に對
して注文が殺到すると同時に、向うの
工場としては原料である冷凍を欲し
い、こゝに問題が起ります、こゝにう
る根本的な法規もありませんので、
それ、この協議会を作つておりまし
て、冷凍側は注文によつて先にとん
どん独走される。その協議会を作りまし
たときに、大体の大きい申合せは六対
四、原料において六対四というように
申合せを内規にして持つておつたので
あります。そういう問題がありました
ので、これを政府のほうでいろいろ指
導されるにいたしました、民間の自
主的な機関では対外的に外務省を通じ
まして向うの徴税問題をいろいろ／＼チエ
ックするとか、向うに発言して頂くに

つきまして、国ではこゝにいろいろな

規制をしてゐるのだ、国でこゝにう
うに指導してゐるのだ、こゝにこの面は考
えるわけですが、こゝにこの法案がで
きまして、国内においてそういう問題
が十分検討されて一本になつて行く
ということになれば国内的には勿論、対
外的にもその線がはつきり出る、か
うに考えまして業者におきましては罐
詰と冷凍を兼用されてゐる業者も相
当あります。絶えず顔を合せてゐるの
であります。平生の事業の面において
そういうふうな事例が起つたら一応協
議会は、今眠つてゐるそれ／＼の何は
やめて、そしてこの法案といふこと
になつたような次第だと思つてゐます。これ
が根本であります。先ほどからお話
がありましたように、それに合せてあ
らゆる輸出水産物が国内における態
勢を整備してこれを中軸とし根幹とし
て、国内の態勢の整備に合せて対外的
に折衝して行くといふことになりまし
れば、いわゆる一致して一本のパイ
プで輸出されるという意味合いで堅実な
発展に資するところは多大である、か
うに考えてゐる次第であります。

○千田正君 もう一つ、審議の過程に

ついて通産委員会のほうから輸出に際
して農林大臣の同意を求めたい、これは
農林大臣だけで許可しますが、通産大
臣の同意を求めて欲しい、こゝに要
望があつたのであります。こゝにう
う点につぎましては仕事をやる上にお
いてどういふふうにお考えになられま
すか。

○参考人(岡武夫君) お答え申し上げま

す。従来輸出の数量を、先ほど横山さ
んがおつしやつたように、貿易管理令
でチェックされてゐるので、窓口だけ
でチェックをされておつたのでありま
すが、何としましてはそこは窓口だけ
でありまして製造の根幹から根本のほ
うの生産量を調整し、そしてそ
の業者が集まりまして販売も今生産者
だけで販売を作つてゐるわけでありま
す。輸出は入りませんでやつており
まして、そして一本のパイプでやら
ないことにはいゝゆる絵に面したばた
餅になりまして、現実に実効が挙がら
ない、こゝにいう事例は、こゝに冷凍の
かたもおいでございしますが、冷凍の
ほうには販売会社ができてゐないのであ
ります。なか／＼そのチェックとい
うものが通産省だけでは行かないのであ
ります。従来数量を制限し、価格のチ
ェック等も行われておつたのでありま
すが、これにつぎましては法案では貿
易管理令では関係大臣の同意を求める
といふふうになつてゐるかどうか知り
ませんが、通産省の所管であります。
現実には絶えず水産庁、或いは対外的
には外務省と官庁間の協議がしばし
ば行われてゐまして、運営されておつた
のであります。法律そのものとして
は、生産の面をがっちり抑えてそこに
運用の面におきまして合理的ないろ
ろの方法が実際に行政面において行
われるといふことが可能ではないか。そ
うであればこの法案の中にさうなも
のを持込まなくとも問題の解決はでき
るのじやないか、生産者が、何としま
しても、いわば製品が仮に十ドルで売
れるものであれば、その中の三割か
五割で輸出の人は販売すれば、そ
もこの点ががっちりさへすれば、そ
こに三割の範囲内、或いは五割の範囲
内で物が動いて行くいわば窓口に過ぎ

ないのではありませんから、その点にお

いて海外の情報なりいろ／＼な意味にお
いて意見を聞くといふことは結構であ
ります。この法案の中にそれを織込
む、所管主務大臣といふものを一つき
めたなら、それであつて行政面で筋が
通つてゐないのじやないか、かように私
だけでは考えないのであります。別に研
究はしてゐないのであります。

○千田正君 安達さん如何でしよう、

今の通産大臣の同意を求めるといふ一
項を入れて欲しいといふことを、通産
関係の委員会から強硬に申入れられて
あるのですが、この問題は輸出なん
ですが、同時にこゝにうことが今の問
さんの言うように、あえてさうしなく
も、一つで行つたほうが、煩瑣を避け
る面においていいではないかとい御趣
旨のようでありまして、安達さん如何
でしよう。

○参考人(安達義治君) 現在私どもの

組合は輸出組合であります。ですから
輸出入取引法によつて動いてゐるわけ
なんです。ところが私どものほうの
メンバーは殆んど大部分六割から七割
まで、もつとあるかも知れませんが、殆
んどみずから生産をして販売までやつ
ておるということ、生産が主である
組合が輸出組合をやつてゐるというこ
とで、誠に變態的にいたしてございま
す。今まで輸出入取引法によりまして
いろ／＼總會をやつたり理事会をやつ
たりいたしましたのであります。どうし
てもそれはまともでない、結局こゝに
貿易管理令によつて政府のほうで処
理して行つたらというふうな事態が殆
んど大部分であります。ですからこ
こにこゝに法律ができるということ
は、これは専ら通産省を中心にして輸

出の面に渡すまでの法律である。輸出

組合乃至輸出業者には輸出入取引法と
いふものがあるといふことになれば、
こゝに貿易管理令といふ變態的な為替
管理令が貿易の実体まで左右するとい
う變態的な運用はしなくとも済むとい
うことになるかと思つてゐます。すぐ為替
管理令を外すといふことは、これはな
かなかむづかしいかも知れませんが、し
て見れば輸出入取引法は貿易面、通
産省のほうで十分にやつて頂く。生
産面は農林省のほうで十分にやつて
頂く。これも輸出品でございしますか
ら、これは勿論通産省との連絡は常に
密にとらなくちゃなりませんけれど
も、法律上さういふことを一々全部書
いた場合には、更に又外務省の同意を
求めるとか、いろ／＼なことになるか
と思つてゐます。ですから成るべく法律は
簡単にしておいて頂いて、煩瑣を避け
たいといふ氣持がいたしてあります。

○青山正一君 只今の千田委員の質問

に關係いたしまして私からもお聞きし
たいと思つてゐますが、皆さん水産委員
会に出ておられるがために私に遠慮し
て、いろ／＼そこに線を持つてお話し
すつてゐるのと違ひますか。その点は
やはりつきり言つて頂かんことには
は、私のほうへは通産委員長の名前で
強硬にさういふ問題を申入れて来て
いるわけなんでありまして、そこを余り
遠慮しておつしやいます。そこを余り
本氣にしますから、その点はつきり言
つて頂きたいと思つてゐます。

○参考人(岡武夫君) 私どものほうの

協会はこゝのほうに於いてのかたが
た以上に、罐詰協会としましては生産
者が主体であります。資材、輸出、
卸し、全部入つております。併しこれ

は作つております人が事情を調査し研究することが、又金も出し仕事をすることが主でなければ、ものは動かないのであります。輸出の振興、調整、すべての問題は主体は飽くまで生産者にあるという信念を持つておりますので、毛頭遠慮とか気兼ねを持つていないわけではございません。信念を持つて申上げています次第であります。運用の面は別でございます。その点は生産者のかたへは同意見のことは勿論のことです。

○青山正一君 恐らく通産委員会が皆さんを又参考人として喚問された際において、今の言葉を翻えすというようになつてまいりますと問題ですから、その点あらかじめ申入れておきますからして……

○参考人(横山登志丸君) 私は現在までは、全然通産省のお世話にならないで農林省一本でありますから、でもあ言わなくても言ひように思ふのです、今当面しておる問題でありますので、実は衆議院で発言しましたから、同じことをここで申上げたいと思ひます。これは丁度初めにわざと言わないうのであります。丁度この問題なんでありまして。先ほど言ひましたように、チエック・ブライズ、輸出商品、これが通産省でやつておられるのであります。これも全部農林省のほうに來ますと、すらすらとして、今まで発言なすつたようなことが、非常にすらすらとあるのでありますが、これが依然として通産省にあるとすれば、必ず私は將來です、官庁間に私はこのことが起るのじやないかと思ふ。こういうことを憂えておるものであります。私も長く官庁におりましたが、こういう

う問題があつたときには、勢いのいいほうが勝つのであります。まあおとなしいほうは業者のために、自分で余り所管争ひみたいなことをするといふか、というので、私も漁船行政をやりましたときに、運輸省と殆んど正面衝突のようなことをやりまして、私のほうがおとなしく出まして、運輸省の官にまで、各課長に判をもらつて、同じ省の課長のようになつて、ずつと廻つてその漁船の計画を完成したことがあるのであります。こういうふうな、どつちかが非常に譲歩すればいいのであります。どちらも元気がよくて、自分の所管に執着して争うことになりまして、迷惑するのは業者であります。そこで私は衆議院ではそんな詳しいことは申上げませんでしたが、こういうふうな実情にあるから、この点は何とか一つ、農林、通産両省で業者が迷惑をしないような方法をやつて頂きたい。こういうことを衆議院ですでにもうはつきり申上げておりますから、ここでは同一なことを丁度今問題になりましたから、この法案の中に入れておくれんかというふうなことは、これは法を作る技術のほうに任して頂きまして、私はそのほかに、そういう問題で今悩んでおる点があるのであります。こういう提案をしておるのであります。法案にまあ入れて共管にするなら一番いいのであります。その共管の仕方がやはり両省の間に了解事項をされまして、この点は主として通産省がやる、この点は主として農林省がやる、いわゆる発動的に主とする省をきめて、それから共管にやれば、私はそう悩ましいことではないと思ふ。それをやらないうで、いきなり共管と、こ

ういうことになつて來ると、両方が同じような勢いだつて、迷惑するのは業者であります。どうかその点は一つ参議院の委員のかたへには、そこがスムーズに行きますように、私は一抹の不安を持つております。でありますからそういうふうなことになるまいやうに、スムーズに、この貿易振興になるように御配慮願ひたいと思ひます。

○千田正君 馬場さん如何でしようか。

○参考人(馬場孟夫君) 私は只今岡さんのおつしやつたように、農林省の事管でいいと思ひます。

○秋山俊一郎君 私ども二、三点細かいことについて、お尋ねしたいと思ひますが、横山さんにお尋ねいたします。先ほど来漁船の施設の登録問題がありましたが、まあ從來、或いは現在に於けるこの漁船が、漁獲物を冷凍して歸つて來ます。そういう場合にこれを陸揚げせずに歸つて來る場合もあれば、沖からいきなり輸出に持つて行く、或いは又歸つて來まして、それを陸揚げせずに、直ちに輸出するというような場合がございませうか。

○参考人(横山登志丸君) 実はその点は、二年ほど前からいろいろ研究しておるのであります。沖であらうが、外国領土へ持つて行つてやろうが、これはやはり輸出になるという見解でありますから、私も現在は現在の制度として、陸揚げ地については農林省の許可を得なければならんし、それから品物を渡す点においては、通産省の承認を得なければならん。勿論チエック・ブライズの点も國法に遵したようになつてやろうというので進んでおります。アメリカ側のほうは、母船及

び漁船は、原則として他國のものをアメリカの領土に入れるという事は、まあどの法律でありますか、大体禁止されておるやうであります。それから沖で買つてアメリカへ持つて歸る、これも禁止されているやうであります。ただ一つアメリカの冷凍船がいわゆる運搬船といつたしまして、そして日本の領土で、或いは外國の領土で買つ場合、これはアメリカの自由の島があるのですから、いわゆる自由港というやうなものがあるのです。太平洋には……

そういうところで買つて、持つて歸るぶんには承認を得ればいいんだやうであります。でも私も漁場がずつと擴大するにつれて、南太平洋のだんだん東のほうに行きますと、アメリカのほうは近くなつて、そうすると日本に持つて歸つて、又六千五百マイルも運賃をかけて、アメリカへ売るよりもアメリカの近いところの島で、漁船が直接に取引ができれば、これはその間の運賃が両者で分けてとれるのでありますから、一層勿論業者のために、非常にいい。そういうやうな計画は現に進めておるのであります。又インド洋方面のほうは、むしろ向う側の國からそういう要求が來ておりますが、契約の内容は必ずしも私もが厭然とするやうなものではないために、未だこれは全然進んでおりませんが、併し両方の利害が一致いたしますと、私はそれをやつていいのではないかと、これはむしろ今、御承知でありますやうが、かつお、まぐろ業者が原爆の關係は特別であります。それがありませんでも、一部の大型船以外はやはり非常に経営は苦しいのでありますから、これを打

開するには少しでも魚価のいいところにあることをせざるを得ない実情にありますが、それが若しも業者のためにいいとなれば、そういう方法をとりたい。これは二つあるものであります。冷凍品を要求するならば冷凍品を、大型船からは冷凍品が供給できるし、そうでないものは鮮魚として出す、これはいづれにしても、政府の承認を得てやるつもりでおるのであります。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、現在では直接に漁船から持つて行く、或いは船に積み替へて持つて行くということは行われておらないのです。

○参考人(横山登志丸君) 今サモアというところで行われておるのであります。これは私もタツチしております。七艘の中型の漁船と、それから貿易業者との間に契約をして、向うの諸業者と契約して行われていては必ずしも賛成をしておらない。これがどうなるかわかりませんが、現に行われておることは事実であります。

○秋山俊一郎君 そういたしますとこの法律ができました場合に輸出水産業者という者が組合を組織するといつた場合に、そういうものがその枠外になるのでしようか、中へ入ることになるのでしようか。

○参考人(横山登志丸君) これは私はそういうやうな含みも持ちまして発言をしておるつもりであります。この法案の運営なり何なりがどういふやうになつて行くものかを見極めましてから態度を決したい、こういうふうに考へております。

○秋山俊一郎君 私の横山さんに対するお尋ねは、それはさつき登録から除けてもらいたいという御意見がございました。登録から除いてしまった場合に、それが除外に立つような結果になりはせんか、こういう感じがするものだから私は申しておたのであります。その点は如何ですか。

○参考人(横山登志丸君) それは登録から除外に除かれても、やはり輸出業者が直接に輸出する場合には、この輸出の何といひますか、団体に入るからか、それは必ずしも一致して考えておらないのであります。私どもは如何で……

○秋山俊一郎君 もう一つ横山さんにお尋ねしますが、現在先ほどお話がございましたが、だん／＼冷凍船がたぐさんで来て凍結して持つて来るが、小さい船になればそれは参りませんで、現在は沖で凍結して持つて来るのと凍結しないで冷蔵庫みたいなものに入れて来るのと、或いは氷詰めにして来るのか、その割合はどういうふうになりますか、おわかりになりますか。

○参考人(横山登志丸君) 今計画しておるのは相当たくさんありますが、現に動いておるのは、そうして完全に凍結のできる船は二艘であります。そうしてこれが持つて参りますときには大体半々くらいで持つて来るが、積載能力が七、八万貫ぐらいであります。この半分を凍結し、半分を冷蔵する、これは能力から来ておるのでなく、内地向のものは凍結すると色が悪くなるから、内地向でさしみ用のものは成るべく冷蔵して帰る、これなら大丈夫輸出ができるというの、これは色に關係

なくして、やはり冷凍すればすぐいい値段で輸出のほうに向けられますからこれは冷凍して来る、これは半分です。今後は加速度的に多くなります。今どん／＼どん／＼船ができておりますから……

○秋山俊一郎君 そういたしますと、いわし罐詰の越藤さんにお尋ねいたしますが、この法律ができますと、技術的基準に従つて設備の登録をするという事になつております。現在随分いゝに伺いますが、まだ技術上の基準というものは一向明示されておられませんので、一体どの程度のものを基準とするかということ、これはこれから政令で定めることになりましかれども、皆さんのほうでは大よそこの辺というところの見当はおつきやないかと思ひますが、そうした場合に現在の工場に相当不適格工場ができるのじやないかと思ひますが、それはどんなものでございませう、相当割合としても何割もございませうか。

○参考人(越藤俊夫君) 只今秋山委員からのお尋ねですが、現在の我々の組合に入つてゐるのは六十人ぐらゐあるのですが、非常に弱小で一年間の生産能力は五百両足らずのものも入つておるわけでありませう。今後法律の中にあるります基準を見ますと、政令で定める適當の基準を農林大臣がおきめになるように書いてあります。その基準の取扱方はどんなふうになるか、行政官庁と打合せいたしておりませんからわかりませうが、我々もいたしましては、先ほどお尋ねになりましたのは五百両程度のものであるのを大体組合員としておりますので、一年間の操業月

数から言いますと、大体三カ月ぐらゐが普通なんです。たまに一日ぐらゐやつたり一週間やつたりというの中に入つていないことはないのですけれども、それは以前に大きな実績を持つております。それが御承知の通り長崎方面におけるいわしが不漁になつたため、今年には余計産れない。例えば又東北方面は以前は非常に実績を持つておりましたけれども、現在はさつぱり魚がとれないために一部は中止しておるというふうな業者も一部入つておる。我々はこの法律に対する基準をどの程度にきめて頂いたほうが適切じやないかというところは現在考えておるまいので、もう少し研究して頂きたいと思ひます。又行政官庁のほうの御意見もあるかと思ひますが、その点も聞いておきませう、ここで私個人の意見もまたまつておきませんで、ちよつとお答えしにくいと思ひるのであります。

○秋山俊一郎君 今お話の点は設備の規模のようにも考えますが、技術上の基準に適合することになりまして、必ずしもその数量の問題ではなくて、設備の中の機械類、その他の設備が相當技術上の基準になりはせんかと私ども想像しておるわけでありませう。これは今後いろいろ審議をして見なければわかりませんが、必ずしも数量の問題ではなくして、質の問題に入る場合もあると思ひますが、全然そういう点は皆さんのほうではヒントも得ていないのであります。

○参考人(越藤俊夫君) 実は私どものほうの組合に加入する際には申込書を交付することになっております。これは組合できめております。それには先

ず立地条件がどういふところにあるかというところ、次に工場内部の施設関係、次に衛生関係、次に大事なことは今の御質問の点に觸れるわけですが、技術者の問題は非常に重要に見ております。この技術者の問題は學歷と経歴というふうな、罐詰に対する學歷ですが、それが大体中学以上は五年以上、高等學校、専門以上は三カ年以上というふうな規定を一応内規で定めております。それも特にいわし罐詰に対して経験のある技術者を工場に責任者として一名入つてゐるといふ条件を内規で定めております。それを審査しまして、申込を受けた際に調査をいたしまして、適切だと思へば我々の組合に加入するようにいたしますというようにきめております。大体技術者に対して非常に重点を置いてゐる次第であります。

○参考人(横山登志丸君) さつき申上げたことに補足したいのですが、私が申上げたしたのは、単船操業の漁船を言つたのでありまして、母船は別でありますから、それを申上げておきます。

○秋山俊一郎君 母船は何ばいぐらゐですか。

○参考人(横山登志丸君) 母船は本年は十二、三船ぐらゐ出る予定だそうであります。

○千田正君 今の秋山委員の発言に關連いたしまして、法案の中に許可制の問題を、基準の問題が出ましたから、私はさつき馬場さんから、まあ濫立を防ぐためにはやはり登録制よりも許可制をつきりしてもらいたい、こういう要望のようであつたのであります。が、この点につきまして、根本さんよ

り、新しくやつて行くというかたがた、その他のかた／＼から、法案は登録制ですが、許可を嚴重にして濫立を防いでやつていつたほうがいい、或いはこの際組合員としては、それを認めてやつて、登録制を法案通り認めてやつて、むしろ運営において嚴重に取締つたほうがいいという問題があると思ひますが、御意見を承わりたいと思ひます。

○参考人(根本和三郎君) 只今の御質問にお答えします。この許可制の問題でございませうが、現在のこのさんま組合といひましては組合員は八十三名でございませうが、まづろにしまして、いゝにしまして大体同じ程度の組合員を擁してゐるのであります。が、現在の各工場の設備、生産能力というものは相當の、割當の二倍、三倍の生産能力を持つてゐるのであります。でこれから實際のことを申上げると、もうすでにオーバーワークなでございませう。更にこれが新規業者が殖えるということは共食いの状態になることとございませう。併し私どもはいたしましては、組合をいたしましてはあとから出て来るものを決して拒むという考えは持つておりませうが、共食ひして秩序のない生産でございませう、こういうことをやられては國家のために不利なものであるということから秩序のない生産競争を防ぐ意味において組合を作つて、そしてあとから来るものを指導してお互いに先進者の努力して築き上げた生産面、何と申しませうか、実績を乱さんようにしてもらた後に後進を組合員が指導してあります。が、まあ實際の問題として立地条件と、それから漁獲の面から見まして無

理がある場合には成るだけ遠慮しても
らうというように指導しております。
現在の生産能力というものは相当の設
備がありまして、これからはむやみに
設備の拡充ということは国家的に見て
不利であるので成るだけ控えさせるよ
うに指導して行きたい、こういうふう
に考えております。

○千田正君 そうしますという、ま
あ登録はあえて反対ではないと、併し
登録に際しては基準をしつかりしたも
のを作つてもらつてその基準におい
て、十分に将来の運営に対しての濫立
を防ぐための基準をはつきりしてもら
いたい、こういう御希望ですね。
○参考人(根本和三郎君) そうでござ
います。

○秋山俊一郎君 もう一、二点……。
日本寒天販売会社の家坂さんに伺つて
おきますが、現在のところでは生産業
者の数や設備等がよくわかつておらな
いというさつきお話でございましたが、
大体年額どれくらいいの生産がござ
いますか、日本内地において寒天の生
産が。

○参考人(家坂孝平君) 大体終戦後、
極く最近落ちつきましてからここ四、
五年の間は五十万貫平均と考えて頂け
ればよいと思ひます。五十万貫、製品
にいたしました……。

○秋山俊一郎君 現在のところ生産或
いは設備の調整をしなければならん
というふうな段階に至つておりますか。
○参考人(家坂孝平君) 生産上につき
ましてはまだ戦前の七割くらいしか造
つておりませんので生産増強を図らね
ばならんという段階にあると考えてお
ります。大体現在はそういう段階にな
つております。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、
まあ現在五十万貫あるようですけれど
も、その五〇%が大体輸出に向ける
というお話でございましたが、そうして
現在大体戦前の七割程度ということ
であります、現在急いでこれを調整す
るとか、或いは規制して行く必要は差
迫つてないようには感じますが、如何で
すか。

○参考人(家坂孝平君) ところが非常
に寒天のまあ特殊性といひますか、今
年は逆にですね、生産が非常に減退し
たわけですね。それは去年の原藻害、日
本の原藻採取量が非常に平年よりも少
くなりまして、大体三割減くらいであ
つたわけですね。その上に去年の十二月
から一月にかけての御承知の暖冬異変
のために、製品の腐れが出まして、そ
れから一等品ができなくて三等品、四
等品にそれが変つたという様なこと
で、輸出が非常に減退したわけですね。
去年の大体半半分くらいだと思ひま
す。今年度の寒天で輸出される量とい
うのは、そういうたその暖冬異変、天
然現象によつて非常に異変がある場合
がありますので、仮にたくさんとれな
いから調整する必要がないということ
も言ひ得ないような状態であると思
ひます。

○委員長(森崎隆君) ほかに御質疑ご
ざいませんですか。参考人のかたへ
に對する御質疑。
○千田正君 若し大体終りましたなら
ば、或いは今日我々が質疑した後にお
いて、足りない点もあるでしようし、
又お歸りになつていろ／＼又総合的に
考えましてですね、御意見を頂戴する
向きもあるかも知れません。そういう
場合においては御遠慮なく一つ当委員

会に御意見書なり何なりどうぞ御遠慮
なく出して頂くように委員長から要請
して頂きたいと思ひます。
○委員長(森崎隆君) 一応質疑はこれ
にて終了いたします。
安達義治君ほか七名の参考人のかた
がたは今日日本委員会にわざわざおいで
頂きまして、御意見を頂きまして、誠
に御苦労でございました。今千田委
員から御発言がありました通り一応
今日はこれを以ちまして皆さんがたに
對する質疑は終つたものでございま
すが、なお明日から本法案の審議の過
程におきましていろ／＼お聞きしたい
点も出て来るかと思ひますが、そうい
う節には成るべく敏速に御返答申上げ
ますので、又御足労願ひたいと思ひま
す。本日は誠に御苦労様でございま
した。誠に有難うございました。

今日は議題はこの一本にいたしてお
りますので、これあたりで今日は散会
いたしたいと思ひますが、よろしくご
ざいますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(森崎隆君) それでは今日は
これで以て散会いたします。
午後三時四十八分散会